**オンライン受講者用**

令和5年度京都市動物取扱責任者研修会　受講報告書

　研修内容の習熟度確認のため、以下の質問に回答してください。

〇オンライン受講者は、**受講報告の確認をもって修了**とみなします。

（研修内容を十分に理解されていない場合等は、修了証を交付しないことがあります。）

【提出期限】　令和6年2月20日(火)

【提出方法】　①または②どちらかの方法で受講報告を行ってください。（内容は同じです。）

①回答フォーム：下記のＵＲＬまたはＱＲコードからアクセスし、質問に回答してください。

<https://forms.gle/6snS2jv12dfYyymM6>

②郵送の場合：本報告書を下記提出先へ郵送

提出先：京都動物愛護センター（〒601-8103京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地）

登録番号：京都市登録第　　　　　　　　　　　号　　事業所の名称：

動物取扱責任者の氏名：

※事業所に複数の動物取扱責任者がいる場合、**受講者1名につき1枚**を提出してください。

連名での提出はできません。

（Q1～Q4は全員が回答してください。）

Q1　「動物取扱責任者」についての説明として、正しいものを選択して下さい。

1. 距離が近い場合に限り、２つの事業所で動物取扱責任者を兼任できる。
2. 法律で規定されているため設置しただけなので、動物愛護センターの立入調査の際に取り扱う動物の管理に関して説明ができない職員が責任者になっても良い。
3. 営もうとする業の種別ごとに、責任者要件として認められる資格が異なる。
4. 資格を後日取得する予定があれば、動物取扱責任者になることができる。
5. 忙しくてほとんど勤務できないが、動物取扱責任者になることはできる。

Q1答え：

Q2　「動物取扱業者等定期報告届出書」の説明として、正しいものを選択してください。

1. 爬虫類と鳥類の販売のみを行っているため、定期報告届出書の提出は必要ない。
2. 定期報告届出書の提出が必要となる業の種別は、販売業と展示業のみである。
3. 繁殖引退犬は「年度中に販売若しくは引渡しをした動物」としてカウントする。
4. 管理する動物の頭数が多い場合、増減を正確に把握するのは難しいのでおおよその頭数を記入してもよい。
5. 動物取扱業の登録をとった際、犬を３頭管理していたが、年度途中に登録を取得したため、「年度当初に所有していた動物」は０頭とした。

Q2答え：

Q3　次のうち、変更の届出ではなく、新規で登録申請（登録番号の取り直し）が必要となるものとして正しいものを選択してください。

1. 動物取扱責任者の氏名が変更となった。
2. 法人の代表者が変更となった。
3. 犬のみを取り扱っていたが、新たに猫も取り扱うことになった。
4. 事業拡大のため、飼養施設を移転せずに、拡張工事を行うこととなった。
5. 事業拡大のため、飼養施設を移転して事業を継続することとなった。

Q3答え：

Q4　「広告」についての説明として、正しいものを選択してください。

1. ＳＮＳは広告に該当しないため、登録番号等を記載する必要はない。
2. ポケットティッシュなどに入れたサイズの小さいチラシは余白がないため、必要事項の記載を省略しても良い。
3. ＳＮＳで店の宣伝をしているが、個人のアカウントから発信しているため登録番号等を記載する必要はない。
4. ホームページにも、紙の広告と同じく、登録番号等必要な8項目を掲載している。
5. 急いでいたので、登録番号等を記載せずに店のチラシを印刷して配布した。

Q4答え：

※**犬猫を取り扱う業者**（業種は問いません）の方はQ5及びQ6も回答してください。

Q５　「マイクロチップの装着及び登録」について、正しいものを選択してください。

1. マイクロチップにはＧＰＳ機能がついているため、はぐれた際の発見が容易となる。
2. 犬の場合、京都市ではワンストップ特例制度に参加しているため、指定登録機関への登録をもって、狂犬病予防法に基づく登録の申請があったものとみなされる。
3. 顧客がどうしてもというので、やむを得ずマイクロチップを装着せずに販売した。
4. 費用がかかるため、獣医師ではないが自分でマイクロチップを装着した。
5. 急いでいたので、マイクロチップ情報の登録をせずに動物を顧客へ譲り渡した。

Q５答え：

Q６　犬猫取扱業者の「犬猫の健康診断に関する規定」として、正しいものを選択してください。

1. 健康診断は項目が決まっており、その項目については必ず検査をしなければならない。
2. 獣医師ではなく、知り合いの動物看護師に健康診断を依頼した。
3. 診断結果は獣医師が記録を残しているため、事業者が結果を保存する必要はない。
4. 獣医師から交付をうけた診断書は、５年間保存しなければならない。
5. １年以上継続して犬猫を飼養しているが、繁殖販売を行わないため、健康診断を受けさせなくてもよい。

Q６答え：